相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市夜久野町額田一一一五番地、最後の住所京都府亀岡市旅籠町二九番地老人保健施設はたごまち、最後の住民票上の住所京都府福知山市字堀一九二〇番地の一二

被相続人　亡　藤原　勝之

右被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　弁護士法人中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮崎　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加東市上三草三八五番地二、最後の住所神戸市北区花山東町二番一七―七〇二号

被相続人　亡　伊藤　正道

右被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　伸哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市別所町高木六七一番地、最後の住所兵庫県三木市別所町高木八九〇番地

被相続人　亡　近藤いち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

神戸市中央区楠町六丁目二番六号ハーバースカイビル六階　神戸ＡＩ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　亜衣子

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年七月二十五日

一　墳墓等所在地　東京都港区麻布台二丁目三番二二号

一　墳墓等の名称　宗教法人一乗寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍は全て不詳

梅田家、成澤家、平泉家、服部家、矢部家、武田家、矢部家、宮寺家、水谷家、佐藤家、瀧本家

一　改葬を行おうとする者　東京都港区麻布台二丁目三番二二号　宗教法人一乗寺　住職　金子　和正

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による県中都市計画事業富田東土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付を受けるべき者が受領を拒んだため、同法第百三十三条第一項及び第二項の規定において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

(一)　郡山市富田町字山王林五三番地の五　佐藤　雅洋

(二)　郡山市町東一丁目八〇クレストＢ二〇一号　佐藤　嘉裕

(三)　郡山市富田町字細田二四番地　伊藤　忠司

(四)　郡山市富田町字細田三五番地　橋元　哲也

(五)　郡山市富田町字北向三五番地の一一　渡辺　道夫

(六)　郡山市富田町字登戸四七番地の二　佐藤　弘彌

(七)　郡山市名郷田二丁目四三番地　佐藤　一則

(八)　郡山市島一丁目一二番一〇号　河本　ミツ子

(九)　郡山市富田町字下曲田二六番地の七　白石　和浩

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、県中都市計画事業富田東土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に郡山市長に対して審査請求をすることができます。

二　この処分については、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、郡山市富田東土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、右記一の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。

三　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して一年を経過した場合は、審査請求をすることやこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

三　その他

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを郡山市富田町字登戸一三番地の一郡山富田東土地区画整理組合掲示場において掲示しています。

平成二十九年七月二十五日

福島県郡山市富田町字登戸一三番地の一

郡山市富田東土地区画整理組合

理事長　大和田好男

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年六月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十五日

東京都杉並区久我山一丁目七番四一号

岩崎通信機株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

髙宮　嘉康

第５期決算公告

平成29年７月25日　北海道苫小牧市字沼ノ端134番地の590

ソーラーパワー苫小牧株式会社

代表取締役　濱田　孝幸

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	748,867,966	流動負債	321,118,089
固定資産	3,546,791,418	固定負債	3,315,574,457
繰延資産	540,071	株主資本	858,283,209
		資本金	9,883,000
		資本剰余金	581,746,000
		資本準備金	2,470,750
		その他資本剰余金	579,275,250
		利益剰余金	266,654,209
		（うち当期純利益）	(200,255,138)
		評価・換算差額等	△198,776,300
		繰延ヘッジ損益	△198,776,300
資産合計	4,296,199,455	負債・純資産合計	4,296,199,455

第27期決算公告

平成29年７月25日　札幌市白石区北郷２条14丁目３番18号

株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道

代表取締役　田仲　博幸

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,710,753	流動負債	1,046,585
固定資産	1,398,442	（賞与引当金）	(81,295)
		固定負債	44,984
		（役員退職慰労引当金）	(10,459)
		（退職給付引当金）	(3,261)
		株主資本	2,017,626
		資本金	43,000
		利益剰余金	1,974,626
		利益準備金	10,750
		その他利益剰余金	1,963,876
		（うち当期純利益）	(275,264)
資産合計	3,109,195	負債・純資産合計	3,109,195